

家財被害状況明細書

組 合 員 所 有

被 扶 養 者 所 有

※必ず最終ページの【記入上の注意点】を確認してから記入してください。

区分	品目	被災前に所有していた すべての家財		被災した家財について	
		数量	再調達価格	数量	被害の程度(%)
家具	タンス類一式				
	整理棚・整理ボックス				
	食器棚				
	本棚				
	テレビ台				
	テーブル				
	机				
	椅子・座椅子・ソファ				
	じゅうたん				
	カーテン				
	ベッド				
電化製品	エアコン				
	電気こたつ				
	石油ストーブ、ヒーター				
	扇風機				
	電気カーペット類				
	空気清浄機、加湿器、除湿器				
	照明器具（蛍光灯含む）				
	電話機、携帯電話等				
	パソコン・プリンター				
	ステレオ機器				
	録画機器				
	テレビ				
	冷蔵庫				
	電子レンジ				
	炊飯器				
	電気ポット				
	コーヒーメーカー				
	ホットプレート・オーブントースター				
	給湯器・瞬間湯沸かし器				
	掃除機				
	洗濯機・乾燥機				
	アイロン				
	ヘアドライヤー				
	ミシン				
繊維製品	寝具類				
	被服				
	靴類				

	カバン類				
	座布団				
その他	食器類				
	調理器具類				
	掃除用具、洗濯用具				
	風呂・洗面用具				
	裁縫道具				
	時計				
	腕時計				
	傘類				
	自転車				
	バイク ※④参照				
	自動車 ※④参照				
	自動車 ※④参照				

【記入上の注意点】

- ①「家財」とは、生活の本拠とする住居にあって、住居以外の社会生活上必要な一切の財産を言います。
山林・田畑・宅地・貸家等の不動産及び現金・預貯金・有価証券・宝石・骨董品・絵画や専門的文献等のため一般的に看過できない書籍等は含みません。また、長期間、他家に預けたまま日常生活に使用されないものは含みません。
- ②再調達価格とは、同等のものを新たに購入するために必要な金額を言います。
- ③被害の程度は、パーセントで記入してください。なお、水害や消火による電気製品の被害の場合には、破損状態が顕著でなくとも修理不能であれば100%被害として記入してください。
- ④自動車（バイクを含む）が被災し修理をする場合、再調達価格欄には中古車販売価格等を参考に記入してください。損害の程度は、修理の見積額／再調達価格を記入してください。
廃車の場合は、自動車登録抹消証明書等を添付し、損害の程度は100%と記入してください。
- ⑤別居する被扶養者が被災した場合は、組合員の所有家財分と当該被扶養者の所有家財分を別様に記載してください。
- ⑥品目がない家財がある場合は項目を追加して記入してください。
- ⑦同一世帯に組合員が2人以上ある場合には、各組合員についてそれぞれ災害見舞金が支給されます。

家財被害状況明細書

組合員所有

被扶養者所有

※必ず最終ページの【記入上の注意点】を確認してから記入してください。

区分	品目	被災前に所有していたすべての家財		被災した家財について	
		数量	再調達価格（円）	数量	被害の程度（%）
家具	タンス類一式	3	50,000	3	50
	整理棚・整理ボックス	3	20,000	3	50
	食器棚	1	50,000	1	100
	本棚				
	テレビ台	1	20,000	1	100
	テーブル	1	80,000	1	100
	机	1	10,000		
	椅子・座椅子・ソファ	3	40,000	3	100
	じゅうたん	3	30,000	3	100
	カーテン	8	60,000	4	50
	ベッド	2	50,000	2	100
電化製品	エアコン	4	300,000		
	電気こたつ				
	石油ストーブ、ヒーター				
	扇風機	4	30,000	2	50
	電気カーペット類				
	空気清浄機、加湿器、除湿器	2	50,000	2	100
	照明器具（蛍光灯含む）	20	100,000		
	電話機、携帯電話等	2	100,000	1	50
	パソコン・プリンター	1	150,000	1	100
	ステレオ機器				
	録画機器				
	テレビ	3	200,000	1	50
	冷蔵庫	1	200,000	1	100
	電子レンジ	1	20,000	1	100
	炊飯器	1	50,000	1	100
	電気ポット				
	コーヒーマーカー				
	ホットプレート・オーブントースター				
	給湯器・瞬間湯沸かし器				
	掃除機	1	30,000	1	100
	洗濯機・乾燥機				
	アイロン				
	ヘアドライヤー				
	ミシン				
繊維製品	寝具類	6	100,000	6	100
	被服	300	1,200,000	150	50
	靴類	15	70,000	15	100

	カバン類	5	50,000		
	座布団				
その他	食器類	100	100,000	50	50
	調理器具類	10	10,000	5	50
	掃除用具、洗濯用具	3	100,000	3	100
	風呂・洗面用具	2	1,000		
	裁縫道具				
	時計	3	5,000		
	腕時計	2	5,000		
	傘類	2	1,000	2	100
	自転車				
	バイク ※④参照				
	自動車 ※④参照	1	500,000	1	50
	自動車 ※④参照				

【記入上の注意点】

- ①「家財」とは、生活の本拠とする住居にあって、住居以外の社会生活上必要な一切の財産を言います。
山林・田畑・宅地・貸家等の不動産及び現金・預貯金・有価証券・宝石・骨董品・絵画や専門的文献等のため一般的に看過できない書籍等は含みません。また、長期間、他家に預けたまま日常生活に使用されないものは含みません。
- ②再調達価格とは、同等のものを新たに購入するために必要な金額を言います。
- ③被害の程度は、パーセントで記入してください。なお、水害や消火による電気製品の被害の場合には、破損状態が顕著でなくとも修理不能であれば100%被害として記入してください。
- ④自動車（バイクを含む）が被災し修理をする場合、再調達価格欄には中古車販売価格等を参考に記入してください。損害の程度は、修理の見積額／再調達価格を記入してください。
廃車の場合は、自動車登録抹消証明書等を添付し、損害の程度は100%と記入してください。
- ⑤別居する被扶養者が被災した場合は、組合員の所有家財分と当該被扶養者の所有家財分を別様に記載してください。
- ⑥品目がない家財がある場合は項目を追加して記入してください。
- ⑦同一世帯に組合員が2人以上ある場合には、各組合員についてそれぞれ災害見舞金支給されます。